

談合情報対応マニュアル

施行	平成	6年	6月	21日
改正	平成	10年	2月	4日
改正	平成	12年	3月	16日
改正	平成	14年	12月	24日
改正	平成	15年	4月	1日
改正	平成	17年	9月	1日
改正	平成	21年	3月	2日
改正	平成	24年	4月	1日

第1 一般原則

1 報告

入札に付そうとし、又は入札に付した工事について入札談合に関する情報（以下「情報」という。）があった場合は、当該工事を担当する部局長（以下「担当部局長」という。）は、談合情報報告書（別記様式1）により、速やかに岐阜県入札制度運営調査委員会（以下「運営調査委員会」という。）事務局（以下「事務局」という。）へ報告する。

2 調査の必要性の検討

1により報告を受けた場合は、運営調査委員会は、調査の必要性の有無について審議をするものとする。

第2 具体的対応

1 入札執行前に情報を把握した場合

(1) 調査の必要性の検討等

ア 調査に値する場合

運営調査委員会が調査に値すると認めた場合は、(2)以下の措置を取る。

イ 調査に値しない場合

運営調査委員会が調査に値すると認めた場合以外の場合は、担当部局長は、下記の措置を取った上、入札を執行する。

- ・ 入札に際し、すべての入札参加者から誓約書（別記様式2）を提出させる。
- ・ 入札執行後談合の事実が認められた場合には入札を無効とする旨の警告を行う。

(2) 事情聴取

担当部局長は、入札参加者全員に対し速やかに事情聴取を行う。

事情聴取は、入札執行前に行うものとする。この場合において、必要があるときは、入札執行日時を繰下げた上で、事情聴取を行う。

担当部局長は、事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書を作成する。

担当部局長は、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められるときは、直ちに運営調査委員会に報告するものとし、それ以外の場合は(3)以下の措置を取る。

(3) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合以外の対応

ア 担当部局長は、次の手順により入札手続きを開始する。

- ・ 第1回の入札に際し、入札参加者に一定の場合における契約の取り止めの確認並びに誓約書（別記様式2）及び工事費内訳書を提出させた後、開札を行う。
- ・ 開札の結果、情報と異なった結果となった場合には契約を締結し、情報どおりの結果となった場合には契約を保留するものとする。

- ・ 契約を保留した場合、担当部局長は、工事費内訳書を点検し、必要に応じ、事情聴取を行うものとする。
- イ 担当部局長は、工事費内訳書点検結果を事情聴取結果等と併せ運営調査委員会へ報告する。

運営調査委員会は、担当部局長の工事費内訳書点検結果及び事情聴取結果等に基づき、談合の事実の有無及び今後の対応について審議するものとする。
- ウ 談合の事実があったと認められる場合の対応

運営調査委員会が談合の事実があったと認めた場合には、担当部局長は、入札を無効とする。また、その経緯について公正取引委員会に通知（別記様式3）する。

この場合、併せて誓約書の写し及び入札調書（開札調書）の写しを送付する。
- エ 談合の事実が確認できない場合の対応

運営調査委員会は、落札者と契約するのが妥当か否かの決定をするものとする。運営調査委員会が落札者と契約しないのが妥当と決定した場合には、担当部局長は、以後の契約手続を取り止め、その経緯について公正取引委員会に通知（別記様式3）する。

また、運営調査委員会が落札者と契約するのが妥当と決定した場合も、担当部局長は、その経緯について公正取引委員会に通知（別記様式3）する。

なお、上記それぞれの場合、併せて誓約書の写し及び入札調書（開札調書）の写しを送付する。

【電子入札による場合は、1について、次のように取り扱うものとする。】

1 入札執行前に情報を把握した場合

(1) 調査の必要性の検討等

ア 調査に値する場合

運営調査委員会が調査に値すると認めた場合は、(2)以下の措置を取る。

イ 調査に値しない場合

運営調査委員会が調査に値すると認めた場合以外の場合は、担当部局長は、入札を執行する。

担当部局長は、入札参加者から誓約書（別記様式2）を提出させた上、落札者と契約を締結する。

(2) 事情聴取及び運営調査委員会に対する報告

ア 担当部局長は、入札を実施し、開札の結果、情報と異なった結果となった場合には、入札参加者から誓約書（別記様式2）を提出させた上、契約を締結し、情報どおりの結果となった場合には契約を保留するものとする。

イ 契約を保留した場合、担当部局長は、入札参加者全員に対し速やかに事情聴取を行う。

ウ 担当部局長は、事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書を作成する。

担当部局長は、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められるときは、直ちに運営調査委員会に報告するものとし、それ以外の場合は(3)以下の措置を取る。

(3) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合以外の対応

ア 担当部局長は、入札参加者から工事費内訳書及び誓約書（別記様式2）を提出させる。

イ 担当部局長は、工事費内訳書を点検し、必要に応じ、事情聴取を行うものとする。

ウ 担当部局長は、工事費内訳書点検結果を事情聴取結果等と併せ運営調査委員会へ報告する。

運営調査委員会は、担当部局長の工事費内訳書点検結果及び事情聴取結果等に基づき、談合の事実の有無及び今後の対応について審議するものとする。

エ 談合の事実があったと認められる場合の対応

運営調査委員会が談合の事実があったと認めた場合には、担当部局長は、入札を無効とする。また、その経緯について公正取引委員会に通知（別記様式3）する。

この場合、併せて誓約書の写し及び入札調書（開札調書）の写しを送付する。

オ 談合の事実が確認できない場合の対応

運営調査委員会は、落札者と契約するのが妥当か否かの決定をするものとする。

運営調査委員会が落札者と契約しないのが妥当と決定した場合には、担当部局長は、以後の契約手続を取り止め、その経緯について公正取引委員会に通知（別記様式3）する。

また、運営調査委員会が落札者と契約するのが妥当と決定した場合も、担当部局長は、その経緯について公正取引委員会に通知（別記様式3）する。

なお、上記それぞれの場合、併せて誓約書の写し及び入札調書（開札調書）の写しを送付する。

2 入札執行後に情報を把握した場合

<1> 契約締結以前の場合

(1) 調査の必要性の検討等

ア 調査に値する場合

運営調査委員会が調査に値すると認めた場合は、担当部局長は契約（仮契約を含む。以下<1>において同じ。）締結を保留するとともに、(2)以下の措置を取る。

イ 調査に値しない場合

運営調査委員会が調査に値すると認めた場合以外の場合は、担当部局長は、入札参加者から誓約書（別記様式2）を提出させた上、落札者と契約を締結する。

(2) 事情聴取

担当部局長は、入札参加者全員に対し速やかに事情聴取を行うとともに、誓約書（別記様式2）を提出させる。

担当部局長は、事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書を作成する。

(3) 運営調査委員会に対する報告

担当部局長は、事情聴取終了後、その結果等を運営調査委員会へ報告する。

運営調査委員会は、担当部局長の事情聴取結果等に基づき、談合の事実の有無及び今後の対応について審議するものとする。

(4) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

運営調査委員会が明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、担当部局長は、入札を無効とする。

また、その経緯について公正取引委員会に通知（別記様式3）する。

この場合、併せて誓約書の写し及び入札調書（開札調書）の写しを公正取引委員会へ送付する。

(5) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得られなかった場合の対応

運営調査委員会が明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得られなかった場合には、担当部局長は、落札者と契約を締結する。

また、その経緯について公正取引委員会に通知（別記様式3）する。

この場合、併せて誓約書の写し及び入札調書（開札調書）の写しを公正取引委

員会へ送付する。

＜2＞ 契約締結以後の場合

（1） 調査の必要性の検討等

ア 調査に値する場合

運営調査委員会が調査に値すると認めた場合は、（2）以下の措置を取る。

イ 調査に値しない場合

運営調査委員会が調査に値すると認めた場合以外の場合は、担当部局長は、入札参加者から誓約書（別記様式2）を提出させた上、工事を続行する。

（2） 事情聴取

担当部局長は、入札参加者全員に対し速やかに事情聴取を行うとともに、誓約書（別記様式2）を提出させる。

担当部局長は、事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書を作成する。

（3） 運営調査委員会に対する報告

担当部局長は、事情聴取終了後、その結果等を運営調査委員会へ報告する。

運営調査委員会は、担当部局長の事情聴取結果等に基づき、談合の事実の有無及び今後の対応について審議するものとする。

（4） 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

運営調査委員会が、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、担当部局長は、岐阜県建設工事入札参加資格委員会に諮り、契約を解除するか否かを決定する。

担当部局長は、契約を解除した場合には、当該工事請負契約約款に基づき精算手続を行う。

担当部局長は、契約を解除しない場合は、工事を続行・完成させる。

担当部局長は、これらの場合の経緯について、公正取引委員会に通知（別記様式3）する。

この場合、併せて誓約書の写し及び入札調書（開札調書）の写しを公正取引委員会へ送付する。

（5） 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得られなかった場合の対応

運営調査委員会が明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得られなかった場合には、担当部局長は、工事を続行する。

また、その経緯について、公正取引委員会に通知（別記様式3）する。

この場合、併せて誓約書の写し及び入札調書（開札調書）の写しを公正取引委員会へ送付する。

第3 準用

このマニュアルは、入札に付そうとし、又は入札に付した物品購入、設計、調査等県が発注して行う工事以外の契約に関し入札談合に関する情報があった場合の対応について、準用するものとする。

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	
発 注 機 関	
工 事 場 所	
予 定 価 格	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
入札(予定)日時	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	
情 報 受 信 者	
情 報 手 段	
情 報 内 容	
問 合 せ 先	TEL

備考

情報を受けた日時については、発注機関が情報を受けた日時を記入すること。
情報手段については、情報受信者が情報を受けた経緯を詳細に記入すること。
情報内容の聴取にあたっては、可能な限り、次に掲げる事項について確認すること。

- 1 落札予定業者名
- 2 落札予定金額
- 3 話合いに関与した業者名
- 4 話合いの日時、場所及び方法
- 5 話合いの内容
- 6 情報を知った経緯

誓 約 書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

代 理 人 氏 名

今般の 工事の 入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定に違反する行為は行っていないことを誓約します。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律又は刑法第 96 条の 6 の規定に違反した行為があったと認められるときは、工事請負契約約款第 47 条の 2 第 1 項の規定により契約を解除され、又は同約款第 47 条の 3 の規定により損害賠償金を請求されても異議はありません。

また、この誓約書の写が、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

号
平成 年 月 日

公正取引委員会事務局
中部事務所長 様

岐阜県〇〇部局長

談合情報に対する資料の送付について

岐阜県発注の建設工事について、談合情報がありましたので、別添のとおり資料を送付
します。

(なお、本件入札は、落札者と契約することとしました。)

(なお、本件入札は、取り止めすることとしました。)

(なお、本件入札は、無効とすることとしました。)

(なお、本件契約は、解除とすることとしました。)

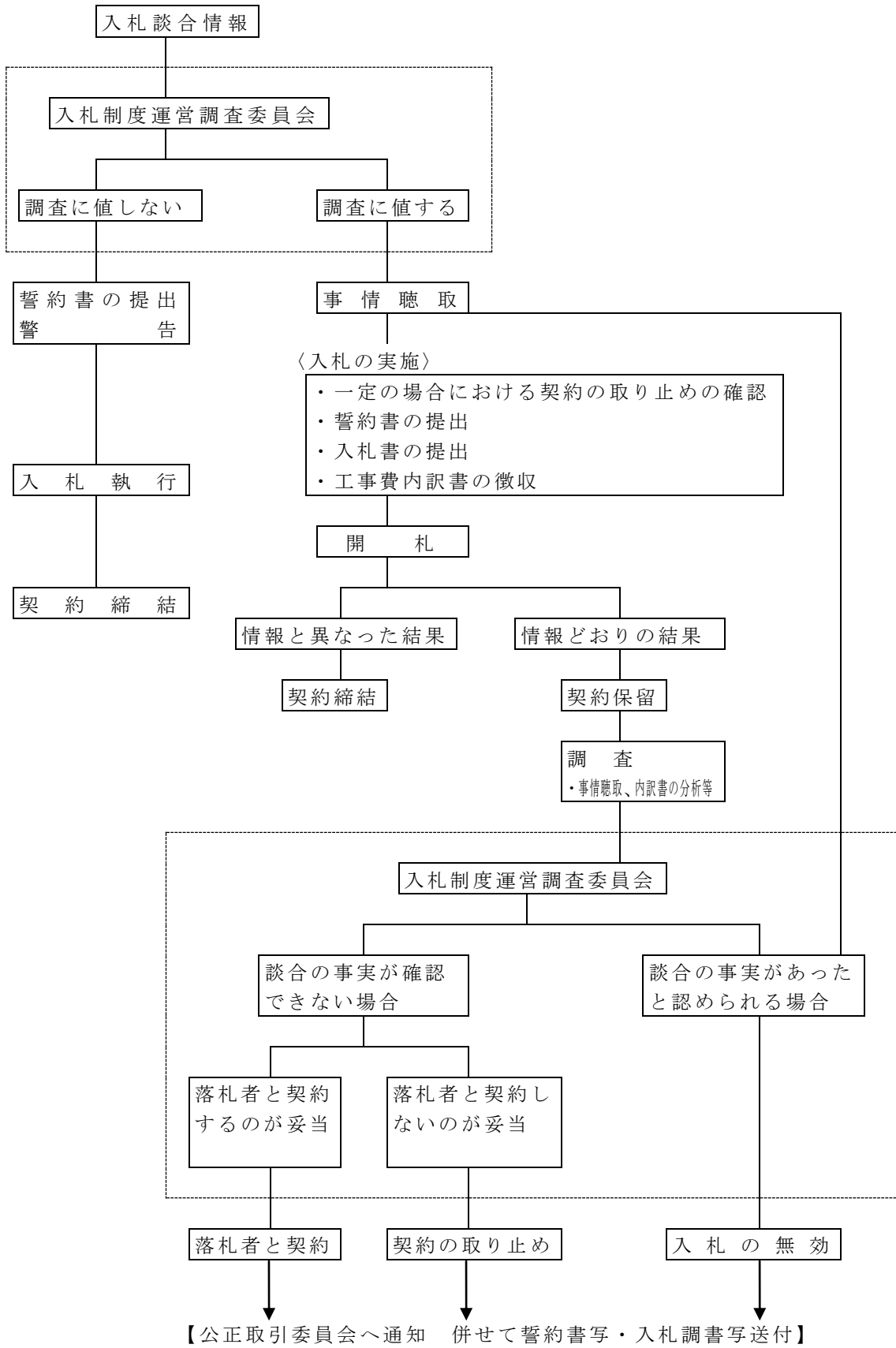
記

- 1 工事名
- 2 発注機関
- 3 添付資料
 - (1) 談合情報報告書 (写)
 - (2) 事情聴取書 (写)
 - (3) 誓約書 (写)
 - (4) 入札調書 (写)
 - (5) その他

担当
電話
内線

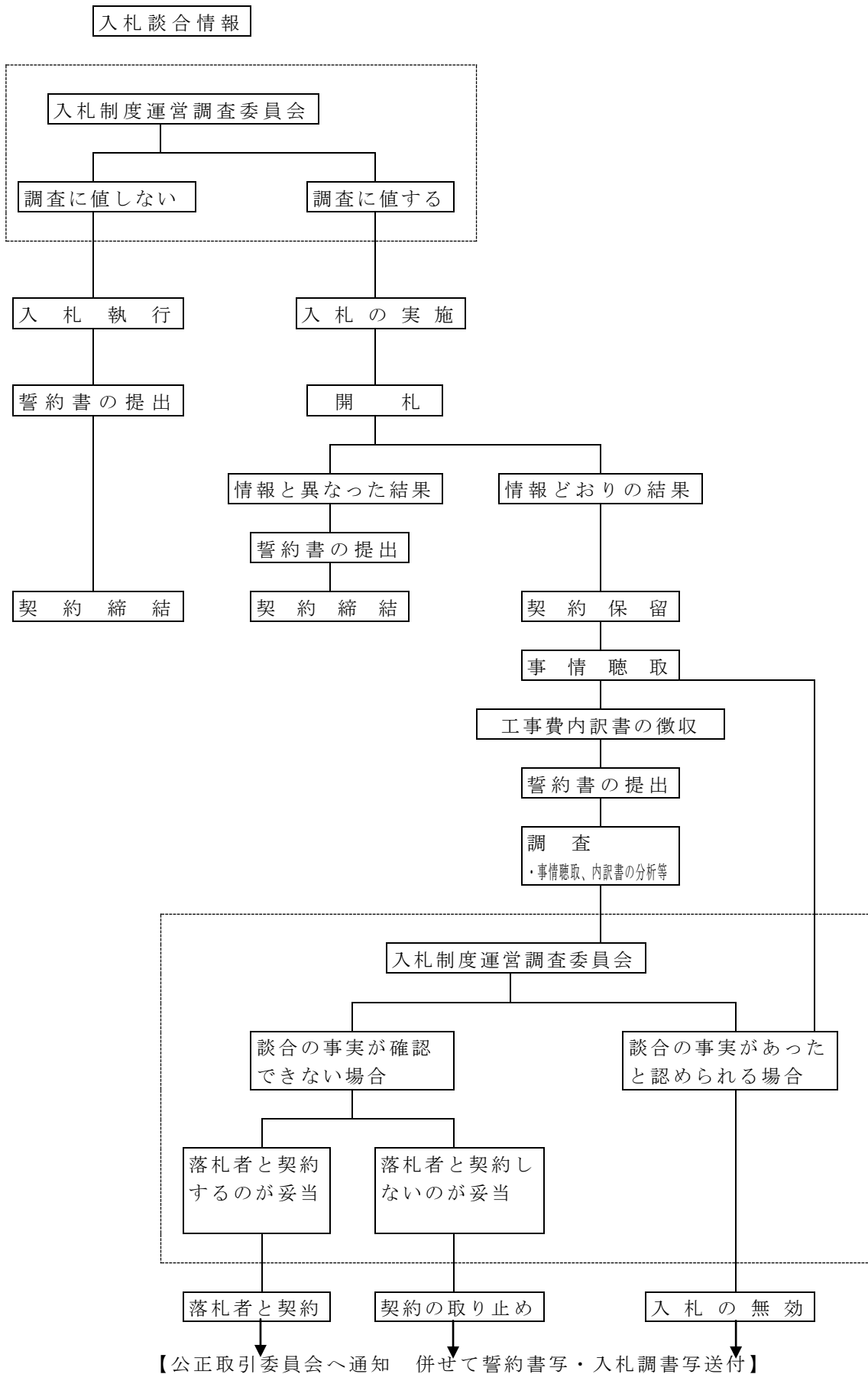
談合情報対応フロー図 1

[入札執行前に情報を把握した場合]



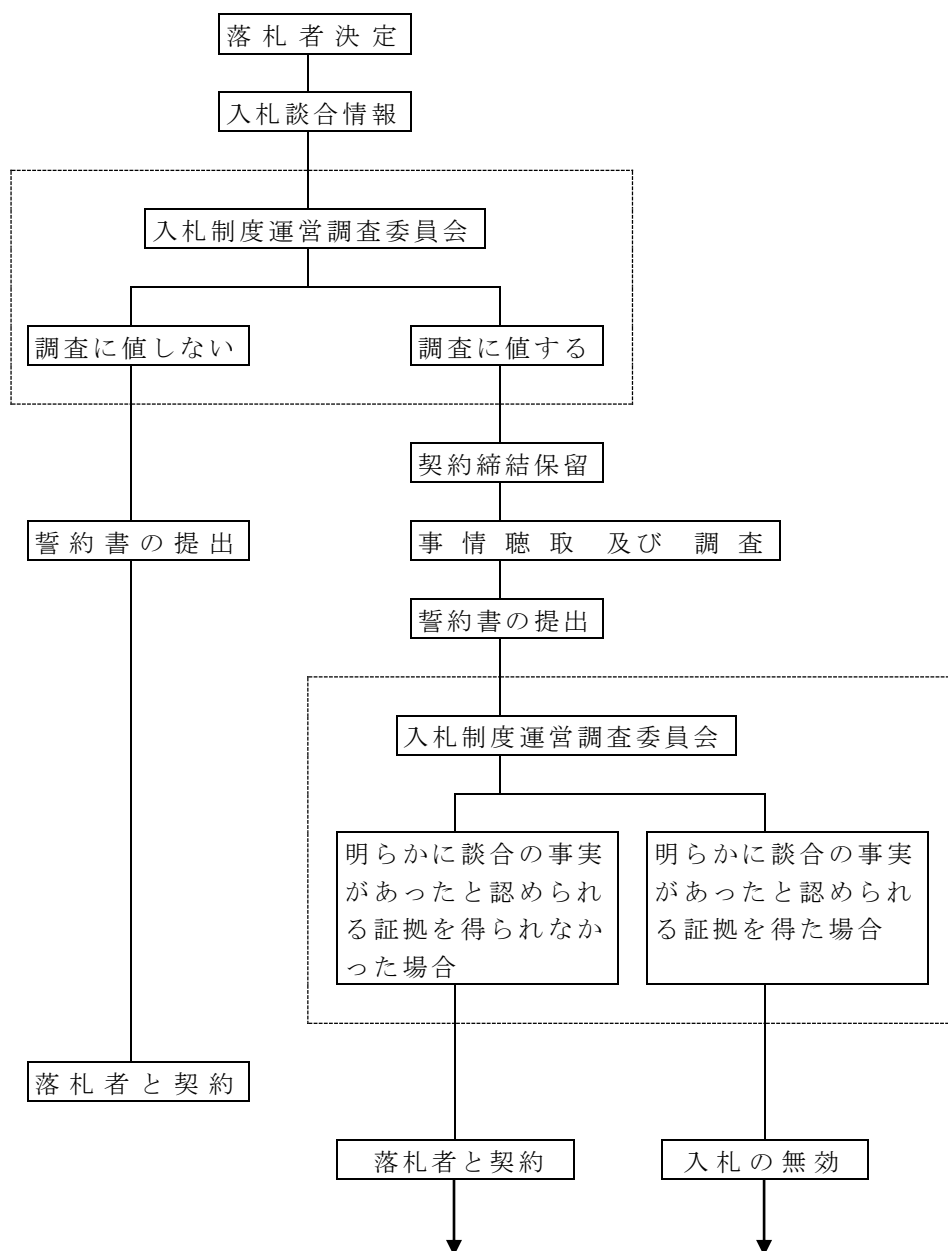
談合情報対応フロー図 1 - 2

[入札執行前に情報を把握した場合（電子入札）]



談合情報対応フロー図 2

[入札執行後に情報を把握した場合（契約締結以前の場合）]



【公正取引委員会へ通知 併せて誓約書写・入札調書写送付】

談合情報対応フロー図 3

[入札執行後に情報を把握した場合（契約締結以後の場合）]

